

盛岡市における土地区画整理法第76条許可申請にあたって(お願い)

土地区画整理法第76条許可の審査は、基本的に施行地区内において、土地区画整理事業の施行の障害となるかどうかで許可の判断をしますが、次の内容についても確認しております。

許可申請書受付から許可書交付までの期間短縮のため、申請前の事前チェックをお願いします。

★付きの項目は特に注意

チェック項目		チェック欄
★1. 申請図面は確認申請図面と同じ図面ですか。(設計者の記名漏れ注意)		
2. 添付の配置図については次の通り表記願います。		
①仮換地の場合	(1)画地内での敷地分割なし	敷地面積(㎡) 小数点以下切捨て →表記例: 仮換地指定面積 約175㎡
	敷地境界線寸法(mm)	1cm未満切捨て →表記例: 11280(1cm未満を0とする)
(2)画地内での敷地分割あり	個別検討が必要の為、該当地区の担当係にご相談下さい。 敷地求積図が必要になりますので添付願います。	
②保留地(一般保留地や付保留地)の場合	敷地面積(㎡)	小数点第2位まで →表記例: 地積175.89㎡
	敷地境界線寸法(mm)	1mmまで →表記例: 11287
③仮換地と保留地を両方含む敷地の場合	敷地面積(㎡)	上記①②に準じた敷地面積を足す →例: 仮換地175㎡+付保留地10.88㎡=185.88㎡
	敷地境界線寸法(mm)	上記①②に準じて記載
★3. 付保留地がある土地について、付保留地は抜けていませんか。		
★4. 許可申請書の土地所有者は、所有者全員の記名が必要です。		
★5. 76条申請日と土地の所有権の移転日の矛盾はありませんか。		
★6. 仮換地を売買契約で取得された方で、所有権移転登記が許可申請に間に合わないときは、売主と合意のうえ、 <u>土地売買契約書の写しを添付</u> することで申請することもできます。 保留地の場合は市が登記の代わりに台帳を管理しているため、契約書の写しは必要ありません。		
7. 壁面の位置が施工誤差を考慮した配置か確認の上、敷地境界線からの寸法を明記願います。		
8. 防火地域、準防火地域の確認を行い、必要に応じて配置図に延焼のおそれのある部分の記載や、平面図等に防火設備の記載をして下さい。 ※防火地域、準防火地域等の確認は、↓「もりおか便利マップ」で確認可能→ https://www.city.morioka.iwate.jp/service/1037208/1009284.html		
9. <u>建物の求積図の添付</u> をお願いします。(許可申請書の建築物等の面積確認の為) 寸法等の記載漏れにご注意願います。(建築物の場合は、建築面積や延床面積を確認します)		
10. 申請敷地の地名地番が不明なときは、該当地区担当課の換地係又は下記担当係にお聞きください。		
★11. <u>従前地</u> での建替えや増築等に関しては、仮換地内での建築行為等とは違い、 <u>事前協議</u> が必要です。		

※市から地権者様へ送付済の資料は、原則地権者様からコピーを受領願います。

下記の資料を地権者様に送付済です。再発行には一部手数料がかかります。

仮換地の場合	一般保留地、付保留地の場合
・仮換地指定通知書	・売買契約書
・底地番図	・底地番図
・面積(座標法)計算書	・面積(座標法)計算書
・画地確定図	・出来形確認測量図または境界標設置検証図
・仮換地指定図	・保留地位置図



↓ 申請書ダウンロード ↑
盛岡市HPにて「76条」と検索

問い合わせ先	
太田地区	都南中央第三地区、道明地区
市街地整備課補償係	盛岡南整備課業務補償係
TEL. 019-601-9478	TEL. 019-639-9032